

令和6年度随意契約一覧表【市長公室】

令和6年7月1日から令和6年9月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額 (円)	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
人事課	児童手当法改正に伴うシステム改修業務	令和6年8月14日	大和総研インフォメーションシステムズ	契約日の翌日　～　令和6年9月30日	990,000	児童手当法改正に伴い、現行システムの改修を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
政策推進課	令和6年度若者会議提案事業に係るイベント運営支援業務	令和6年7月10日	特定非営利活動法人ゲキトモエンターテイメント	契約日の翌日　～　令和6年10月31日	1,287,000	令和5年度に実施した第3期若者会議から提案された事業の実現に向け、イベント開催に係る企画及びその運営等の支援を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本業務は、令和5年度に実施の第3期若者会議から提案された事業の実現に向け、イベント運営に係る企画及びその運営等を支援するものである。当該事業者は、「子ども・若者育成支援業務」の受託や、第1～3期若者会議の全体ファシリテーター兼コーディネーターを務めるなど、日常的に若者とコミュニケーションをとっていることから、若者の意向をくみ取り、円滑に業務を遂行できるのは当該事業者以外では困難であると考えため。
都市魅力課	富田林市モニター運用事業（市が収益を得る案件）	令和6年8月9日	長田広告株式会社	契約日　　～　令和9年3月31日	1,980,000	モニター運用事業は、本庁舎1階市民窓口課執務エリア内天井に大型モニター（43インチ）を設置し、モニターを通じて市民へ行政情報を提供するとともに、企業広告も放映することにより、さらなる税外収入の確保を図るものです。 本事業は、新庁舎建設工事に伴い、令和5年12月31日をもって一旦終了しておりました。 庁舎内の各部署の移転が完了したことから、南館解体工事に伴う移転が始まる令和9年3月31日まで、モニター運用事業を再開するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第8号	長田広告株式会社は唯一入札の参加意思を示し、募集価格より上で入札が可能であり、本市が予定する同事業開始時期についても開始可能であると確認できたことや、以前にも市庁舎で同事業を受託していた実績もあることから、同社と随意契約を希望するもの。